

【具体的な行為ごとの工夫とポイント】

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為	身体拘束をしない工夫とポイント
徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊そのものを問題と考えるのではなく、そのような行動をする原因・理由を究明し、対応策をとる。 ・転倒しても骨折やけがをしないような環境を整える。 ・スキンシップを図る、見守りの強化・工夫など、常に関心を寄せておく。
転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で動くことの多い時間帯やその理由を究明し、対応策をとる。 ・機能訓練や栄養状態の改善を図ることにより、全体的な自立支援を図る。 ・転落しても骨折やけがをしないような環境を整える。 ・見守りの強化・工夫など、常に関心を寄せておく。
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	<ul style="list-style-type: none"> ・点滴・経管栄養等に頼らず、口から食べられないか、十分に検討する。 ・点滴・経管栄養等を行う場合、時間や場所、環境を選び適切な設定をする。 ・管やルートが利用者に見えないようにする。 ・皮膚をかきむしらないよう、常に清潔にし、かゆみや不快感を取り除く。
車椅子・いすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子に長時間据わらせたまにしないよう、アクティビティを工夫する。 ・機能訓練や栄養状態の改善を図ることにより、全体的な自立支援を図る。 ・立ち上がる原因や目的を究明し、それを除くようにする。 ・体に合った車椅子やいすを使用する。 ・職員が見守りやすい場所で過ごしてもらう。
脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツに頼らない排泄を目指す。 ・脱衣やオムツはずしの原因や目的を究明、それを除くようにする。 ・かゆみや不快感を取り除く。 ・見守りを強化・工夫すると共に、他に関心を向けるようにする。
他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	<p>迷惑行為や徘徊そのものを問題と考えるのではなく、原因や目的を究明し、それを取り除くようにする。</p> <p>見守りを強化・工夫すると共に、他に関心を向けるようにする。</p>